

# 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業

## 審査講評

令和5年12月

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業者選定委員会

令和5年6月27日に公募を行った「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業」（以下「本事業」という。）を実施する設置等予定者の選定に関する審査講評をここに公表する。

令和5年12月19日

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業者選定委員会

委員長 中村 和之

# 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業 審査講評

## 目 次

第1 設置等予定者の選定概要.....	1
1 設置等予定者選定方式.....	1
2 設置等予定者選定体制.....	1
3 審査の手順.....	2
第2 審査結果.....	3
1 第一次審査.....	3
(1) 法に示す基準との適合性の確認.....	3
(2) 提案価格の確認.....	3
2 第二次審査.....	3
(1) 提案内容の定量化審査方法.....	3
(2) 提案内容の定量化審査の算定結果.....	4
(3) 提案価格の定量化審査方法.....	5
(4) 提案価格の定量化審査の算定結果.....	5
3 提案者の選定.....	5
第3 総評.....	6

## 第1 設置等予定者の選定概要

### 1 設置等予定者選定方式

本事業を実施する事業者には、公募対象公園施設等を設置し、その後の管理運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、設置等予定者の選定方法は、価格に加え、富山市（以下「市」という。）の要求するサービス水準との適合性並びに管理運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価することとし、都市公園法（以下「法」という。）第5条の4第2項に基づき、2段階で実施した。

### 2 設置等予定者選定体制

設置等予定者の選定を法第5条の4第2項に基づき第一次審査及び第二次審査の2段階で実施するにあたり、市が設置した学識経験者等で構成する呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募者から提出された公募設置等計画の定量化審査（第二次審査）を行い、提案を選定した。

選定委員会の委員は、以下のとおりである。

（敬称略）

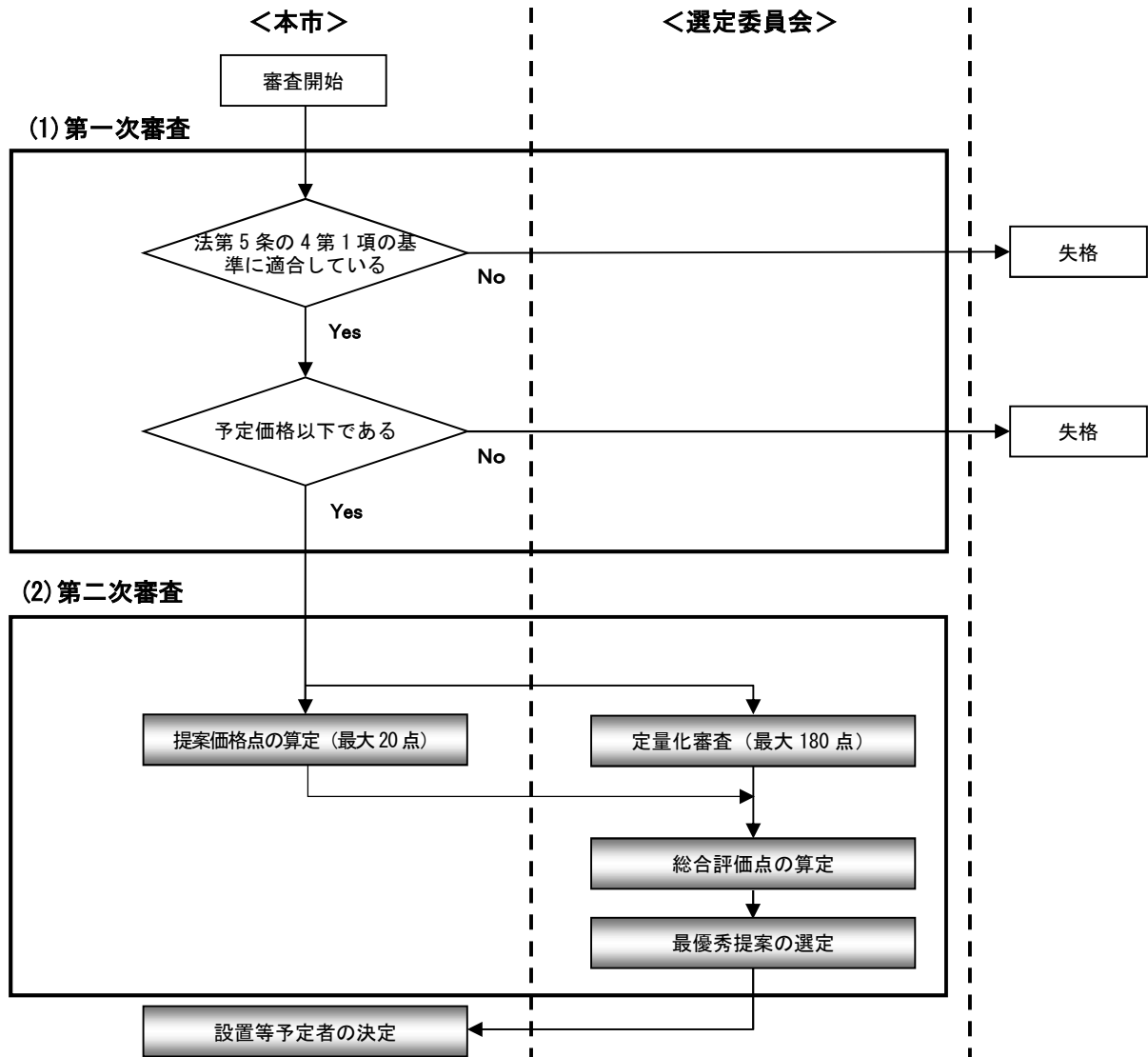
役職	氏名	所属
委員長	中村 和之	富山大学 学術研究部（社会科学系） 教授
委員	久保田 善明	富山大学 学術研究部（都市デザイン学系） 教授
委員	片桐 由希子	金沢工業大学 工学部環境土木工学科 准教授
委員	美濃部 雄人	富山市 副市長
委員	狩野 雅人	富山市 建設部長

選定委員会の開催概要は、以下のとおりである。

開催日時	審議事項
第1回 令和5年3月27日	・ 事業者選定基準（案）
第2回 令和5年10月24日	・ 公募設置等計画の審査 ・ 事業者への質問事項 ・ プレゼンテーション及びヒアリングの進め方
第3回 令和5年11月14日	・ 応募者のプレゼンテーション及びヒアリング ・ 公募設置等計画の最終審査・選定

### 3 審査の手順

本事業には、グループ：イからの提案があった（匿名審査を採用したため、記号を付与）。設置等予定者の選定は、「イ」グループからの提案について、本事業の事業者選定基準に基づき、以下の審査の手順のとおり実施した。



(事業者選定基準より抜粋)

## 第2 審査結果

### 1 第一次審査

#### (1) 法に示す基準との適合性の確認

「イ」グループから提出された公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に掲げる基準に適合しているかを市において確認した。

この結果、「イ」グループについて、基準に適合していることが確認された。

#### (2) 提案価格の確認

「イ」グループから提出された公募設置等計画等に記載された提案価格について、予定価格以下かどうかを市において確認した。

この結果、「イ」グループについて、提案価格が予定価格以下であることが確認された。

### 2 第二次審査

#### (1) 提案内容の定量化審査方法

一次審査において適格とみなされた提案について、選定委員会において提案内容の定量化審査を行った。定量化審査（提案内容）は、以下に示す定量化審査項目について事業者選定基準の「別紙 定量化審査の評価基準」に応じて得点を付与した。

#### 【定量化審査項目】

定量化審査項目	配点	備考
1. 事業の実施方針	80	配点の割合：180点の40.0%
2. 実施体制・事業計画	40	配点の割合：180点の20.0%
3. 公募対象公園施設・特定公園施設	30	配点の割合：180点の15.0%
4. 維持管理・運営	30	配点の割合：180点の15.0%
合計	180	—

#### 【得点化方法】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して、特に優れている	配点×1.00
B	各審査項目に関して、優れている	配点×0.75
C	各審査項目に関して、やや優れている	配点×0.50
D	各審査項目に関して、優れている点はあまりない	配点×0.25
E	各審査項目に関して、優れている点はない (要求水準と同等)	配点×0.00

## (2) 提案内容の定量化審査の算定結果

前項の審査方法に基づく提案内容の定量化審査の算定結果（提案内容点）を以下に示す。

定量化審査項目		合計	イ
1. 事業の実施方針	(1) コンセプト	50	37.50
	(2) 付加価値提案	10	7.00
	(3) 地域貢献	10	7.00
	(4) 住民等への配慮	10	6.00
	小 計	80	57.50
2. 実施体制・事業計画	(1) 実施体制	10	7.00
	(2) 資金計画	10	8.50
	(3) リスク管理	10	7.00
	(4) スケジュール	10	7.50
	小 計	40	30.00
3. 公募対象公園施設・ 特定公園施設	(1) 整備方針	10	8.00
	(2) 公募対象公園施設の設置	10	7.50
	(3) 特定公園施設の整備	10	7.50
	小 計	30	23.00
4. 維持管理・運営	(1) 公募対象公園施設	15	12.75
	(2) 特定公園施設・公園施設	15	11.25
	小 計	30	24.00
合 計		180	134.50

※ 事業者選定基準に基づき、小数点以下第3位を四捨五入した。

### (3) 提案価格の定量化審査方法

一次審査において予定価格以下と確認された提案価格について、市において提案価格の定量化審査を行った。定量化審査（提案価格）は、以下に示す算定式に基づき提案価格点を算定した。

#### 【算定式】

$$\text{提案価格点} = \text{【整備費】の評価点} + \text{【管理運営費】の評価点}$$

① 【整備費】の評価点（最大15点）

$$= 15 \text{点} \times \left( \frac{\text{最低提案整備費}}{\text{当該事業者の提案整備費}} \right)$$

② 【管理運営費】の評価点（最大5点）

$$= 5 \text{点} \times \left( \frac{\text{最低提案管理運営費（事業期間）}}{\text{当該事業者の提案管理運営費（事業期間）}} \right)$$

※管理運営費（事業期間）は、事業者が提案する使用料（事業期間）を差し引いた金額

### (4) 提案価格の定量化審査の算定結果

前項の算定式に基づく提案価格の定量化審査の算定結果（提案価格点）を以下に示す。

【整備費】の評価点	15
【管理運営費】の評価点	5
合 計（提案価格点）	20

## 3 提案者の選定

選定委員会において提案内容点を決定した後、市が算定した提案価格点を合計した値を総合評価点とし、総合評価点を算出し、提案を選定した。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点（200点満点）} \\ = \text{提案内容点（180点満点）} + \text{提案価格点（20点満点）} \end{aligned}$$

定量化審査	配点	「イ」グループの得点
提案評価点	180	134.50
提案価格点	20	20
総合評価点	200	154.50
順 位		1 位



### 第3 総評

本事業は、実施にあたり事業者が設置する公募対象公園施設を中心とし、連絡橋周辺広場やフットパスにおける賑わい創出を図る事業であり、また、富山湾・立山連峰への眺望等、事業用地の立地を活かした事業実施への配慮が必要である。

本事業の公募設置等指針や要求水準書に記載のとおり、市では公募対象公園施設に係る事業用地利活用コンセプト（日常利用、環境学習、健康増進、飲食サービス、物販サービス）へ配慮した提案を特に期待していた。

本事業には1グループから提案があった。当該グループの提案は、民間事業者の創意工夫が随所に盛り込まれた意欲的な提案となっており、高く評価できる内容であった。

今回、選定した「イ」グループの総評を述べる。

- ・ 「イ」グループの提案は、本事業用地の立地を有効に活用した公園施設整備の提案であるとともに、質の高い空間の形成が期待できる点を高く評価した。
- ・ 事業計画については、本事業の目的及び整備コンセプトを的確に把握し、その実現に向けた効果的な提案を評価した。
- ・ 本事業用地にとどまらず、エリア全体の魅力向上に資する具体的な取組や広報・周知方法に係る提案を評価した。
- ・ 地域貢献の観点から、市内の資材・物品の活用や地域の雇用機会の創出等が積極的に図られており、里山保全にも配慮し提案がなされている点を評価した。
- ・ 事業の実施体制については、担当法人含め豊富な実績を有しており、十分な事業実行力のある体制が構築されている点を評価した。
- ・ 公募対象公園施設については、本事業用地の魅力を活かした施設提案であるとともに、当該魅力の発揮に効果的な具体的提案を評価した。
- ・ 特定公園施設については、連絡橋アンカレッジ部分を有効活用し、公募対象公園施設と連携したにぎわい創出に係る提案を評価した。
- ・ 維持管理・運営については、利用者の安全・安心に配慮した管理計画となっている点を評価した。
- ・ ヒアリングでは丁寧な説明がなされ、信頼感が得られた。また、課題の指摘に対しても的確な回答や具体的対応方法が聞かれ、市と十分な協議を行いつつ検討を進めていく姿勢が評価できた。

選定された「イ」グループにおかれては、そのノウハウを最大限に活かして提案内容を確実に実現するとともに、市と良好なパートナーシップを構築し、公園利用者に長く愛される公園を実現していただきたい。

また、「イ」グループの提案については、選定委員会においてさらに詳細な検討が必要な点も挙げられた。特に以下の事項については、今後も検討を重ねながら工夫・配

慮し、市との協議に真摯に対応するよう、選定委員会として「イ」グループに要望する。

- ブライダル事業の実施にあたっては、事業期間に亘り、継続的・安定的な収益確保・雇用創出に資する工夫を行っていただきたい。特に、冬季期間や悪天候時など、本事業用地の魅力を十分に発揮することが難しい期間においては、民間ノウハウを十分に発揮し、効果的な対策を講じつつ事業を実施していただきたい。
- 本公園は、呉羽山公園と城山公園の散策路を結ぶ連絡橋と一体的に利用できる広場として整備されている特性上、本事業により整備される施設は連絡橋との連携が必須である。円滑な事業実施に向け、連絡橋を含めた施設利用時間等の調整や管理・運営体制の構築には十分配慮いただきたい。
- 本公園は、多くの公園利用者が行き交うとともにブライダル実施を目的とした公募対象公園施設利用者が共存する場となるため、公園利用者の利便性向上に寄与するとともに、利用目的に応じた適正な施設運営が求められる。全ての利用者が快適かつ心地よく本施設を利用できるよう努めていただきたい。
- 各施設整備にあたっては環境保全やユニバーサルデザインに配慮しながら、市等と協議を行いつつ、実施していただきたい。特に、公募対象公園施設からの眺望確保や施設内の動線計画、公園内の歩車分離策や段差・勾配の解消策については十分な協議を行うこと。
- 連絡橋アンカレッジ部分については、連絡橋を支える最重要構造体であることを十分認識していただき、市が行う維持管理点検に支障をきたさないように配慮した設計としていただきたい。
- ソフト・ハード両面において、本公園及びエリア全体の魅力・にぎわい創出に寄与する提案をいただいているが、地域との連携体制の構築を含め、各提案を着実に実施していただきたい。
- スケジュールについては、工事期間中におけるフットパス利用者の安全性確保に配慮するとともに、効率的な工事工程の実施、周辺環境への配慮を確実に実現できるようにしていただきたい。
- 本事業の実施にあたっては、事業の各段階において市民と積極的にコミュニケーションを図り、適宜、市民意向を把握・反映する工夫を行い、市民に親しまれ愛される公園として整備していただきたい。
- 市においては、事業者の提案に対して的確な判断を行い、迅速な対応ができるよう体制を整えていただきたい。